



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第71号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

（管 財 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

- (1) 被貸与者が負担する費用に単身寮の炊事員の雇用に要する費用を追加することとした。（第14条関係）
- (2) 単身寮を単身寮とすることに伴う様式の整備（様式第1号関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第36号

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則

島根県職員宿舎管理規則（昭和43年島根県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「前項」を「前号」に改め、同条第3号イ中「（同条第1号の地方公営企業の特別会計に属する職員を除く。）」を削る。

第12条の見出し中「申込」を「申込み」に改める。

第14条中「第2号から第4号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 単身寮の炊事員の雇用に要する費用

第14条の2第1項中「第6条の2第1項」を「第6条の2第2項」に改め、同条第3項中「自動車保管場所使用開始届」の次に「（様式第3号の2）」を加える。

第15条第1項中「自動車保管場所使用中止届」の次に「（様式第5号の4）」を加え、同項第3号中「、その他」を「その他」に改める。

様式第1号中「単身寮」を「単身寮」に改める。

様式第3号の2中「（第8条の2関係）」を「（第8条の2、第14条の2関係）」に改める。

様式第5号の4中「（第14条の2関係）」を「（第14条の2、第15条関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。